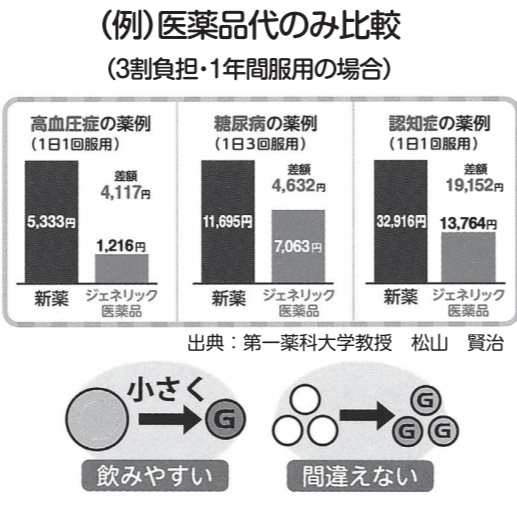


**ジェネリック医薬品を利用して、医療費を節約しましょう!**

ジェネリック医薬品とは? → **新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に発売される低価格な医薬品のことです。**

**ジェネリック医薬品には、このようなメリットがあります。**

- 1. 従来のお薬と変わらない安全性**  
ジェネリック医薬品は、先発医薬品(従来のお薬)と同様の国の厳しい審査基準を満たしているため、安心してご利用いただけます。
- 2. 利用しやすい価格**  
開発コストがかからない分、先発医薬品と同じ有効成分、同等の効き目でありながら、安い価格で提供されています。
- 3. さらに服用しやすく**  
ジェネリック医薬品の中には、先発医薬品よりも形状が小さくなった、苦味を抑えて飲みやすくなった、目印を付けて間違いにくくなったなど、改良されているものがあり、より利用しやすくなっています。



**ジェネリック医薬品を処方してもらうには?**

- ① かかりつけの医師や薬剤師によく相談しましょう。(薬によってはジェネリック医薬品に変更が出来ない場合があります)
  - ② 保険証の更新時にジェネリック医薬品希望シール(右図)を同封して送付していますので、保険証やお薬手帳にあらかじめ貼ってご活用ください。
- ※八代市国民健康保険では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担が安くなる可能性がある方に『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』を年2回(8月・2月頃)お送りしています。  
ジェネリック医薬品をお使いいただくかどうかの参考資料として、ぜひお役立てください。

**シールの使用例**

健康保険 有効期限 ○○○年 0月00日  
被保険者証 交付年月日 ○○○年 0月00日

記号 △△△△ 番号 000000  
氏名 ○○ ○○  
生年月日 ○○○年 0月00日 性別 男  
資格取得年月日 ○○○年 0月00日  
住所 □□県□□市□□町 0 番 00 号

保険者番号 0:0:0:0:0 保険者名 □□□

ジェネリック医薬品を希望します  
※印刷された文字に重ならないようにご注意ください。  
医師・薬剤師の皆様へジェネリック医薬品を希望します  
ジェネリック医薬品に関する説明をお願いします

**お薬手帳**

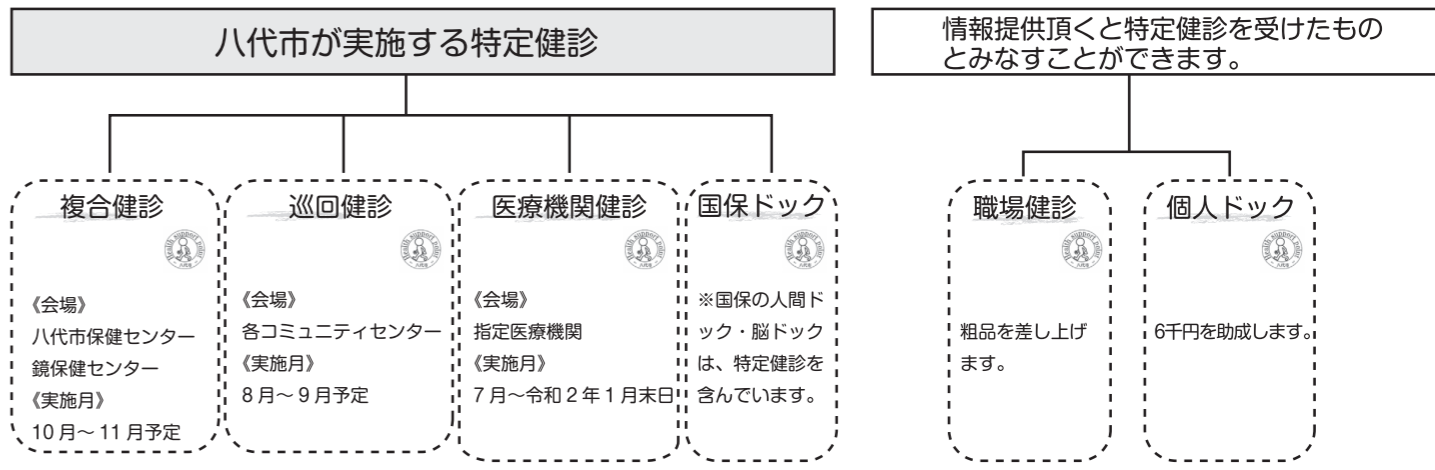
氏名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

**特定健診を受けて、健康づくり応援ポイント事業に参加しよう!**

～特定健診は、健康づくり応援ポイントの必須項目です～

《特定健診とは》  
糖尿病等の生活習慣病は、自覚症状が少なく気づかないまま発症・重症化していきます。病気が重症化すると、医療費が高額となり、さらに生活へも影響します。「特定健診」は、メタボリックシンドロームに着目した検査項目となっており、その結果は、生活習慣(食事・運動等)に大きく関係しています。特定健診を受け、生活習慣改善に役立てましょう。

《特定健診を受けるには》  
これから申し込みを希望する方や初めて健診を受けてみようと思っている方に受診可能な健診をご案内します。八代市保健センター・鏡保健センターまでお尋ねください。



▲各種健診のお知らせは、広報やつしろ7月号「くらしの情報」をご覧ください。

みんなで取り組んで「健康」を手にいれましょう。

《健康づくり応援ポイント事業とは》  
健康づくり応援ポイント事業は、市民の皆さんが楽しみながら健康づくりに取り組み、健康への関心を高めていただけるきっかけとなることを目的に、平成30年4月からスタートしました。  
健診をはじめ、市の健康づくり講座などに参加することで、ポイントを集め、抽選で賞品がもらえる事業です。

▼台紙は広報やつしろ7月号に折込まれています。

**ポイント台紙**

健康づくり(健康・運動など)

- 健康運動・講座・講演会等
  - 生活習慣病予防講演会 50P
  - こころの健康講演会 50P
  - 歯の祭典 50P
  - 健康ウォーキング講座 50P
  - 九州国際スリーパーマーズ 50P
  - 九州国際スリーパーマーズ 50P
  - 九州国際スリーパーマーズ 50P
- 特定健診など
  - 特定健診 200P
  - 特定健診2年連続受診(昨年度と今年度、2年連続で特定健診を受診した方には+100P追加) 100P
- がん検診・その他(検)診
  - 胃がん検診 50P
  - 肺がん検診 50P
  - 大腸がん検診 50P
  - 乳がん検診 50P
  - 子宮がん検診 50P
  - 尿潜血がん検診 50P
  - 聴覚検査受診 50P
  - 成人歯科検診 50P
- 健康相談
  - 八代市保健センター職員が行う特定保健指導、健康に関する相談、体脂肪など計測された方にポイント発行します。 50P
- 個人で取り組んだ健康講座・教室など
  - 健康講座・教室名 自主講座 50P
  - 健康講座・教室名 自主講座 50P
- 健康目標(食事・運動習慣など)
  - 目標を立てた日 月 日
  - 自己評価(3か月後以降)
    - ① できた(8割以上) 50P
    - ② 少しできた(5割程度)
    - ③ できなかった(3割未満)

D チャレンジ  
運動習慣始めてみませんか  
スマートフォン向けの歩数計アプリ「くまもスマートライフ」では、団体コード「8246」でランキングチャレンジ実施中。  
※歩数計機能のついていない携帯電話を利用の方や方針書を利用されている方もポイント対象です。  
合計500ポイント以上で応募できます。

A 小計  
+  
B 小計  
+  
C 小計  
+  
D 小計  
= 合計

# 正しく施術を受けましょう！ 整骨院・接骨院のかかり方

## 健康保険等が使える？使えない？

整骨院・接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が**使える場合と使えない場合があります。**

### ●健康保険等が使えるもの —ケガや原因のある痛み—

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉離れを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き医師の同意を得ることが必要です。）
  - 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
    - 日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき。
    - 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき。
- 具体例** ・日常生活中、椅子から立ち上がろうとしてひねった際、腰が痛くなった。  
・日常生活中、急に方向を変えようとした際、膝に痛みが出た など。



### ◆健康保険等が使えないもの —ケガや原因不明の痛み—



- ◆ 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ◆ 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ◆ 病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されている場合
- ◆ 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

### ☆負傷原因を正確に伝えましょう。

健康保険等は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は、保険者に連絡してください。

### ☆施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう。

### ☆療養費支給申請書の内容をよく確認し記入しましょう。

受領委任の場合は柔道整復師が患者さんに代わって保険請求を行うため、施術を受けたときは、傷病名、日数、金額等をよく確認し、療養費支給申告書の受取代理人の欄に、原則、患者さん自ら記入してください。

### ☆領収証は必ず受け取りましょう。

施術所においては、領収証の発行が義務付けられています。必ず受け取り大切に保管してください。高額療養費や医療費控除申請に使えます。また、保険者から定期的に届く医療費通知に誤りがないか確認してください。（一部負担金は10円未満を四捨五入して徴収しますので、誤差が生じる場合があります。）

\*医療給付係（24番窓口） ☎33-4113

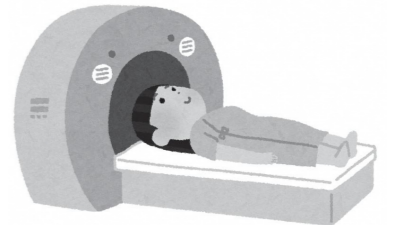
## 国保加入者で人間ドックを受診された方へ

検査結果を八代市へ提出すると、**6,000円**を助成します

### 人間ドック情報提供報奨金事業

●下記の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ・人間ドック受診日において、満40歳以上～75歳未満の方
  - ・平成31年4月1日以降に受診した人間ドックの写しを提出できる方
- ※八代市が実施した特定健診を受診された方及び、国保ドック助成事業を使用し受診された方は対象外となります。



- ◆ 手続に必要なもの：人間ドックの検査結果に関する記録の写し等、国保の保険証、認印、通帳
- ◆ 受付窓口：国保ねんきん課医療給付係、八代市保健センター、八代市鏡保健センター  
各健康福祉地域事務所

#### 《注意点》

- ・申請は、同一年度に1人あたり1回。
- ・申請期限は、人間ドックの受診日から起算して2ヶ月を経過する日、または年度末日(3/31)のいずれか遅い日まで。

※この制度は、市民の皆様の特定健康診査の受診状況を把握し、その後の特定保健指導の実施に結びつけ、さらなる健康増進を図ることを目的としていますので、提供いただいた情報は、それらの目的以外には利用しません。

\*医療給付係（24番窓口） ☎33-4113  
\*八代市保健センター ☎32-7200  
\*八代市鏡保健センター ☎52-5277

## 交通事故等で治療を受ける場合

《第三者行為による医療機関受診の際はご注意ください》

交通事故や他人の飼い犬に噛まれたなど、第三者の行為によるケガで国民健康保険証を使い治療を受ける場合は、国保窓口に出向が必要です。

加害者（第三者）は原則、過失割合に応じて被害者の治療費を負担します。治療費の保険給付分（医療機関窓口で支払う自己負担以外の分）は、八代市が一旦立替えたあとで加害者へ請求することになります。

また、届出前に加害者から治療費を受け取るなど示談を済ませると、国民健康保険が使えなくなる場合がありますので、示談前に必ず国保窓口へご相談ください。



なお、交通事故の場合は、損保会社（任意保険）が必要書類を被保険者（被害者）に代わって作成する支援制度があります。まずはご加入の損保会社にお問い合わせください。

\*医療給付係（24番窓口） ☎33-4113